

消制度第201号平成25年12月9日

消費者委員会 委員長 河上 正二 殿



諮 問 書

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条第2項第2号(同項第1号ハ)の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について

